



## 国土交通省 木曽川上流河川事務所が 長良川上流部 関市区間の一部を管理します。

令和6年1月4日より、長良川上流部の関市区間の一部(裏面参照)の河川管理が、岐阜県から国土交通省木曽川上流河川事務所に変更になりました。

以下等に関するご意見・ご要望の問合せ先についても当 事務所に変更になりますのでご注意ください。

- ○河川の利用や河川に関するご相談
- ○堤防の除草作業
- ○河川法に関する占用・許可等の申請 等

## 【連絡先】

名 称:国土交通省 木曽川上流河川事務所

長良川第一出張所

所在地:岐阜市大字長良福光桃林2695-3

電 話:058-231-9051

鮎之瀬大橋より上流、 約700E までの区間です